



ニセコにて 羊蹄山(蝦夷富士)の朝焼け

すっかり秋らしくなってきました。今月中旬以降に  
順次マイナンバーの「通知カード」が届きます。<8日 寒露、  
12日 体育の日、14日 鉄道の日、24日 霜降>

### 1. October ご案内 改正情報

① 先月号でも案内致しましたが、社会保険料につきま  
して、今月支払う給与から新標準報酬月額での保険料  
に変更します。等級が同じ方でも、厚生年金保険料の  
料率がアップしていますのでご注意ください。

※**重要!**「社会保険の月額変更届」で「7月変更・8月  
変更」のあった人は、その変更後の等級が来年8月まで続きますのでご注意ください。※9月変更があった  
場合にも定時決定より優先されます。

### ② 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)とマイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の改正法が可決成立

個人情報保護法の改正は2003年に法律ができてから初めて。2013年に成立したマイナンバー法は、今年10月からの個人番号の配付や来年1月からの本格運用を前にした改正です。

これまでは本人の同意が必要とされていた、情報が誰のものかわからないようにした「匿名加工情報」の利用については、本人の同意がなくても他人に提供できるようになります。いわゆる「ビッグデータ」として、買い物の履歴や様々なサービスの利用情報などが、新商品の開発に役立てたいと考える企業の間で売買され、活用されることが考えられます。[預金口座やメタボ検診の記録も連結へ](#)

2018年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報もマイナンバーとの結び付けが可能になり、税務調査で預金残高の状況がつかみやすくなります。本人の同意を条件にしたのは、財布の中身を知られたくない預金者に配慮したためですが、政府は2021年をメドに義務化する方向で検討しています。また、「メタボ健診」の記録を2016年から、予防接種の記録については2017年から個人番号と結びつけて使えるようにし、引っ越し時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体にスムーズに引き継がれるようになります。

[基礎年金番号との連結は先延ばし](#) 日本年金機構による個人情報流出問題を受け、同機構はマイナンバーをしばらく扱えないことも決まりました。マイナンバーと基礎年金番号の連結は、2016年1月の予定から最大1年5カ月間延期されます。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 7.9 / 1000  
厚生年金保険 87.37 ⇒ 89.14 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業 6 / 1000)

③ 労働者派遣法の改正案が、当初予定していた9月1日の施行日を9月30日に修正し可決・成立。これまで原則最長3年とされていた派遣労働者の受入れを、人を代えればずっと続けられるようにする一方、許可制と届出制があった派遣事業をすべて許可制にして、国の監督・指導を強化する内容となっています。

## 2. 名言名句

**「チャンスは貯蓄できない。」**

樋口 廣太郎

## 3. 法改正ワンポイント

### ① 「マイナンバー制度」雇用保険関係の最新情報!

来年1月から使用するマイナンバー制度に対応した雇用保険関係の様式案、「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」が公表されています。個人番号については厳重な管理が必要とされているため、同省ではできるだけ電子申請による届出を行うよう呼びかけています。「Q&A」の内

容からいくつかご紹介します

Q7 「離職票-1」は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのか。

(答)「離職票-1」の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された「離職票-1」(個人番号欄は空欄)を離職者に交付していただくこととなります。

Q9 手続の契機ごとに同一従業員の個人番号を重複して提出することになるのか。(答)個人番号のハローワークへの届出にあたっては、事業主が従業員から個人番号を収集する際に本人確認を行った上で提出することからハローワークでは本人確認等の事務は行わないこととなりますが、仮に、個人番号が誤って登録された場合には、その後の事務処理に多大な影響を生じることとなることから、手続頻度の高い届出について、届出の契機ごとに、個人番号を記入して提出することとしています。

Q11 従業員から個人番号の提供を拒否された場合雇用保険手続についてどのような取扱いとなるのか。

(答)雇用保険手続の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態での雇用保険手続の届出をしていただくこととなります。その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくこととしています。

## ② 従業員50人未満の企業向け!「ストレスチェック制度」関連の助成金

従業員50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の産業医による面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられるというものです。申請手続⇒独立行政法人労働者健康福祉機構への届出が必要 以下の5つの要件すべてを満たす必要があります。

(1)常時使用する従業員数が50人未満であり、同一の都道府県内にある複数の小規模事業場を含む事業場で集団を構成していること。(2)集団を構成する小規模事業場の事業者が産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部または一部を行わせること。(3)ストレスチェックの実施者および実施時期が決まっていること。(4)集団を構成するすべての小規模事業場において、ストレスチェックおよび面接指導を行う予定であること。(5)集団を構成する小規模事業場の代表者と産業医が同一者でないこと。助成額は年1回のストレスチェックを実施した場合は、実施人数分の実費用を助成(1従業員につき上限500円)、ストレスチェックに係る産業医活動(面接指導の実施など)については1事業場あたり産業医1回の活動につき実費用を助成(上限額21,500円・上限3回)です。

## 4. 統計・情報

① 国税庁は、マイナンバー制度の実施に伴い、法人・団体に割り振られる13桁の法人番号の発送を10月22日から開始すると発表した。対象は全国約440万の法人・団体。11月25日までに同庁から、法人等の登記上の本店所在地に郵送される。10月5日には「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本3情報(①商号または名称、②本店または主たる事務所の所在地および③法人番号)を順次掲載し、公表する。



夕張「幸せの黄色いハンカチ」広場にて

③「女性活躍加速化助成金」の新設。両立支援等助成金として「女性活躍加速化助成金」を新設するもので、(1)中小企業事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主)が行動計画に定める取組みを実施した場合に30万円が支給(2)事業主が行動計画に定める取組みを実施し、かつ、数値目標を達成した場合に30万円が支給される。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

マイナンバーの「通知カード」がいよいよ順次発送され、今月中旬以降(名古屋市は11月)届きます。「違憲である」と言われながら安法案が成立しました。この「マイナンバー法も違憲」とも言われています。マイナンバー制度はプライバシーを保障した憲法に違反するとして、弁護士や市民でつくるグループが、マイナンバーの使用差止めなどを求める訴えを今年12月にも東京や大阪など7カ所の地裁に提訴する予定です。いずれにしてもマイナンバーはスタート!国民に利便性を強調しながらも、「取扱いに注意」という重荷を背負わせているこのマイナンバー。単純に番号が漏れても、一般の人がその番号を知っても何もできないと思いますが、悪人が役所にハッキングしたら……。役所さえしっかりすれば情報を知られることはないという見方もできると思いますが、この全国の役所が常に完璧なのか?年金情報流出を受け、マイナンバーと基礎年金番号の連結を遅らせることになりました。システムで防御できても、人による流出防止は完璧にできるのか?とにかく、国民一人一人が、まずは大切に取り扱うしかないと思います(S)

先月、北海道へ行ってきました。夕張(幸せの黄色いハンカチ広場…高倉健さんを偲ぶ)～三笠トロッコ鉄道(廃線跡をトロッコで)～ニッカウスキー余市蒸留所～ニセコ(羊蹄山)～函館(夜景、五稜郭)を旅してきました。